

令和6年度 事業計画書



社会福祉法人つがる市社会福祉協議会

令和6年度 事業計画

社会福祉法人つがる市社会福祉協議会

基本理念「住民ひとり一人を大切にした地域福祉の推進」

I. 基本方針

少子高齢化や核家族化の進行、社会情勢の変動により人々の活動や交流、就業・雇用に大きな変化をもたらしています。

地域では、人と人とのつながりが希薄になり、生活における支え合いの基盤が脆弱化し、孤独・孤立の深刻化、より複雑化・複合化した生活課題が増加しています。

また、わが市の人口減少は深刻さを増しており、耕作放棄地や、空き家、商店街の空き店舗など、様々な地域生活課題が顕在化しています。さらには物価高騰も重なり、生活困窮者の増加を引き起こしています。

このような中で、国では社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、自治会やボランティア団体をはじめ、多くの地域住民が参加し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民ひとり一人の暮らしと生きがい、地域をともに作っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

本会においても、「地域共生社会」の実現を目指すべく、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域住民をはじめとし、自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員等のつながりを大切にされた各種事業に取り組んでまいりました。

令和6年度は、これまでの各事業を推進しながら、つがる市とともに地域が持つ力や強みを活かした地域づくりを支え、法人の基本理念である「住民ひとり一人を大切にされた地域福祉の推進」に向けて、次の5つの重点目標を掲げ、事業を展開してまいります。

II. 重点目標

1. 法人の適正運営と基盤強化

本会の適正運営と基盤の強化・充実を図るため、役職員が一体となって効果的・効率的な経営に取り組み、コンプライアンスの遵守、透明性と中立性を基本姿勢とした地域住民に信頼される社協運営を目指す。併せて、支所機能の事業推進体制の見直しや介護保険事業所の効率的運営のための統合をし、安定的経営基盤の確立に努める。

2. 地域福祉活動の推進

住民との協働を大切にされた社協活動の充実を目指し、「住民参加と住民主体の地域福祉活動」に積極的に取り組んでいく。

また、地域共生社会実現に向けた事業展開を実践していく。

3. 在宅福祉サービス事業の推進

誰もが住み慣れた地域社会で、安心して暮らせるように、在宅福祉サービスの充実・強化とともに、住民が主体となった在宅福祉を推進できる体制づくりを目指す。

4. 介護保険制度・障害者自立支援制度の適正かつ円滑な事業展開の推進

人材の確保に努め、安定した介護サービスの提供体制を確保し、更には効率的な運営のため、組織体制の見直しや介護保険事業所の統合を含め改革を推進していく。また、策定した業務継続計画（BCP）を基に、研修や訓練を実施していく。

5. 各種施設等の管理運営

市からの委託事業として、各種施設を管理運営し、社会資源を有効的に活用して地域福祉活動と在宅福祉サービスの充実・強化を図ると同時に、事業等の見直しを含め、今後のあり方を、つがる市とともに協議、検討していく。

また、つがる市の公の施設の指定管理者として、運営基盤の強化と充実を図り、透明性と中立性のある社会福祉法人として努力する。

Ⅲ. 事業内容

1. 法人の適正運営と基盤強化

(1) 会務の運営

- ① 理事会・評議員会・監査会の開催

(2) 役職員の資質向上

- ① 役員・評議員合同研修会の開催
- ② 職員研修会の開催
- ③ 職員の関係研修会への参加促進、資格取得の支援
- ④ 研究活動の推進

(3) 社協会員の加入促進

- ① 一般会員の加入促進
- ② 賛助会員の加入促進

(4) 安定した財政基盤の確立

- ① 社協会費
- ② 共同募金配分金
- ③ 収益事業の実施（売店・自動販売機等の設置経営）
- ④ 補助金収入・委託金収入の確保
- ⑤ 事業収入（介護報酬）

(5) 住民への情報開示

(6) 委員会等の活動推進

- ① 地区社会福祉協議会（5地区）
- ② 福祉サービス苦情解決第三者委員会

(7) 業務の適正運営

- ① 自己評価の実施
- ② 業務管理体制の整備と法令遵守の徹底（業務管理体制整備実施要綱）
- ③ 個人情報保護の遵守及び周知徹底（個人情報保護規程）

(8) 支所機能、介護保険事業所の効率的運営のための統合を検討、実施

- ① 居宅介護支援事業所の統合を実施
- ② 組織、事業推進体制の見直しを図り、支所機能の統合も検討

2. 地域福祉活動の推進

(1) 第三期地域福祉活動計画の実施

令和4年度から5ヶ年の第三期地域福祉活動計画に基づき、各種地域福祉事業を実施すると同時に、これまでの事業の評価、見直し、充実強化を図っていく。

(2) ほのぼのコミュニティ21推進事業

地域住民が主体となり、互いに見守り支え合う体制を整備するため、見守りネットワークコーディネーターを1名配置し、地区社会福祉協議会と連携を図りながら、ほのぼの交流協力員による訪問活動等を通して、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域福祉社会の構築を目指す。

また、災害時等に要援助者の把握と支援等が行えるよう地域の見守り機能の強化を図る。

- ① ほのぼの交流協力員事業（小地域ネットワーク活動）
- ② 見守り活動推進事業
 - ・見守り活動連絡会、処遇困難ケース検討会、異常発見時における連絡体制の構築。
- ③ 見守り活動研修会の実施
- ④ 見守り活動に係る普及啓発

(3) 地区社会福祉協議会活動の推進

社会福祉事業をより円滑に、かつ、地域に密着した福祉活動を推進するため、地区社会福祉協議会（5地区）と協働して事業の推進を図る。

木造地区社会福祉協議会（7支部組織）、森田地区社会福祉協議会、柏地区社会福祉協議会、稲垣地区社会福祉協議会、車力地区社会福祉協議会

- ① 地域の福祉課題の発見
- ② 福祉課題に対応した活動の計画と推進
- ③ ボランティア活動の推進
- ④ ほのぼのコミュニティ21推進事業
- ⑤ 地域住民の福祉意識の啓発
- ⑥ 共同募金事業への協力
- ⑦ 社協会員の拡大促進
- ⑧ 広報活動の推進
- ⑨ その他、地域住民の福祉向上を図るための事業

(4) 地区座談会・懇談会の開催

(5) 住民への広報啓発活動

- ① 広報紙「つがる市社協だより」の発行
- ② 各種事業のパンフレットの作成・発行
- ③ つがる市社会福祉大会の開催
- ④ 福祉まっりの開催
- ⑤ 広報つがるへの掲載
- ⑥ ホームページを活用した福祉の啓発、情報提供
- ⑦ 新たな媒体による広報活動充実強化の検討

(6) ボランティア推進校事業

児童・生徒を対象に、地域でのふれあいや体験活動を通して、社会福祉への関心や理解を深め、思いやりの心を育み、お互いに連携し助け合う力を養い、家庭や地域社会への啓発を図る。

- ① つがる市内における小学校、中学校、高等学校、養護学校をボランティア推進校として指定する
- ② 指定校の活動の支援
- ③ 関係機関（つがる市教育委員会）との連携

(7) ボランティアの育成と活動の促進

- ① ボランティア活動の広報・啓発活動（社協だよりへの掲載等）
- ② ボランティア相談・登録・あっせん（相談窓口、登録機能の充実、関係機関との連絡調整）
- ③ ボランティア養成・研修
 - ア 各種ボランティア講座等の開催
 - イ ボランティア推進校児童・生徒を対象にした体験学習・交流会の開催
 - ウ ボランティア受入れ体制の構築
- ④ ボランティアの組織化
- ⑤ ボランティア活動の支援体制
 - ア ボランティア活動等保険の加入
 - イ 関係機関との連携
- ⑥ 除雪ボランティアの育成・支援

(8) 共同募金運動の協力

- ① 赤い羽根共同募金への協力
- ② 歳末たすけあい募金への協力（木造、森田、柏）
- ③ 共同募金配分金事業の運営
 - 一般募金配分金事業、歳末たすけあい配分金事業

(9) 日常生活自立支援事業の実施

青森県社会福祉協議会より事業委託を受け、つがる市内の日常的な金銭管理をすることが困難な高齢者や障がいのある方々を対象に、専門員を配置し、福祉サービスに関する相談・利用の手続き、公共料金の支払いや生活費などの日常的な金銭の出し入れ、預貯金通帳・証書を銀行の貸金庫などで保管し、地域で安心して暮らせるよう生活を支援する。

- ① 青森県地域福祉権利擁護センター（あっぷるハート）との連携
- ② 生活支援員との連携、支援、研修会の開催

(10) 相談事業の充実

日常生活上のあらゆる相談に応じ、社会資源の効果的活用と適切な助言、援助を行い、問題解決へ協力する。また、相談体制の充実を図るため、法律相談事業を実施し、専門的な相談へ対応していく。

- ① 心配ごと相談事業
- ② 総合相談事業（法律相談）
- ③ 関係機関との連携による「総合なんでも相談」の開催
- ④ 相談事業の広報活動
- ⑤ 関係機関との連携

(11) 生活福祉資金・たすけあい資金貸付事業の充実

低所得世帯等の経済的自立と生活意欲向上を図り、安定した生活を送れるように支援する。

① 生活福祉資金貸付事業（県社協より受託）

- ア 生活福祉資金貸付委員会
- イ 資金に関する相談窓口
- ウ 借入申込、資金の貸付け及び償還に関する事務手続き
- エ 県社協（実施主体）との連絡・調整

② たすけあい資金貸付事業（独自事業）

融資を受けることが困難な方に対して、生活に必要なつなぎ資金の貸付けを行い、安定した生活を送れるように支援する。

- ア 生活資金
- イ 支度費
- ウ 療養費

③ たすけあい資金の償還促進

(12) 住民参加型地域福祉事業の推進

一人暮らしの高齢者や障がい者等に対して、地域のボランティアを中心とした食事サービス事業や友愛訪問事業等を実施し、要援護者と地域住民（ボランティア）との交流を図り、住民参加による地域福祉活動を推進する。

① 住民主体サロン活動への支援

- ・地域住民が企画運営していく、つどいの場の新規開設、運営への支援

② 食事サービス事業

- ア 木造地区 地域ふれあい交流事業
- イ 森田地区 食事サービス事業
- ウ 柏地区 食事サービス・ふれあい研修事業
- エ 稲垣地区 ふれあい昼食交流事業
- オ 車力地区 一人暮らし老人昼食会

③ 友愛訪問事業（地区福祉推進委員等）

④ 生活支援、移動サービス等の検討

⑤ 多世代交流サロンの開催

(13) 子育て支援事業

地域福祉の推進にあたり、次代を担う若い世代の福祉意識を高めてもらうよう、子育て支援事業を実施する。また、他の関係団体と連携し、多世代交流や誰でも参加できるサロン事業等も開催していく。

(14) 各種講座・教室・体験活動の開催

地域住民を対象に、各種福祉講座や車いす体験などの活動を通して、社会福祉への関心や理解を深める。

- ① 社会福祉講座の開催
- ② 広がれ福祉の輪事業の実施
 - ・小中学生福祉体験活動
 - ・中高校生等サマーボランティアスクール
- ③ 高齢者疑似体験等の体験活動の実施
- ④ 福祉啓発事業の企画・実施

(15) リサイクル運動の推進

ごみの減量化と再資源化をはかるため、再利用できる資源ごみを回収するリサイクル運動を推進し、あわせてリサイクルバザーを開催する。

(16) 善意銀行の運営（あなたと福祉をつなぐ窓口銀行）

善意で寄せられた物品をお預かりし（預託）、地域の福祉活動、高齢者・障がい者の福祉活動事業に役立てる（払出）善意銀行の運営。

(17) フードバンク事業

青森県社会福祉協議会やコープ、地元企業等から寄せられた食品等を保管、管理し、生活に困窮する世帯や生活保護受給世帯で、食べ物に窮する相談対応の一つとして、必要な方へ食品を分配する。

(18) 高齢者福祉対策事業の推進

高齢者の生きがいと健康づくりを増進する。

ミニ湯治、長寿仲間づくり事業、ゲートボール大会、スポーツ大会、芸能大会、トランプ大会等

(19) 知的障がい児者レクリエーション事業

障がい児者を対象に、その家族と地域住民（ボランティア）とのふれあいを通して、障がい児者福祉の向上と地域福祉の充実を図る。

(20) 福祉団体との連携強化及び事務局の運営

- ① つがる市老人クラブ連合会事務局・地区老人クラブ事務局（5地区）
- ② つがる市身体障害者福祉連合会事務局・地区身体障害者福祉会事務局（5地区）
- ③ つがる市母子寡婦福祉連合会事務局・地区母子寡婦福祉会事務局（5地区）
- ④ つがる市あすなろ会事務局
- ⑤ 県身障連青年部会つがる西北支部事務局
- ⑥ つがる市ボランティア連絡協議会事務局

(21) 当事者団体との連携、支援活動及び事務局の運営

- ① 希望の会（精神障がい児者）事務局
- ② 車力在宅介護者家族の会事務局
- ③ 安住の里家族会事務局
- ④ ゆうあいの里利用者家族の会事務局

(22) 福祉バス運行事業（受託事業）

福祉団体の活動を支援・促進するとともに、地域住民の福祉の向上を図る。

(23) つがる市生活相談支援センターの運営（生活困窮者自立支援事業の受託）

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方、また、休業や失業で収入が減少した方が、困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的な相談、支援を実施し、社会的・経済的な自立を助長する。

① 自立相談支援事業

就労その他自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を行う

② 住居確保給付金の手続き

住居確保給付金の相談及び受付業務、受給中の面接業務等
（市が行う支給決定に関する事務は除く）

(24) 「青森県型地域共生社会」西北モデル強化事業

青森県からの受託事業（令和4年6月から令和6年度末まで）。

① 社会福祉法人地域ネットワークの構築

- ・ つがる市内社会福祉法人の地域貢献活動に係る連絡協議会
- ・ 地域ニーズ調査及び研修会の開催

② 人材育成・確保

- ・ つがる市内社会福祉法人への支援
（研修会開催や専門アドバイザーの派遣など）
- ・ 求職者への支援
- ・ 地域ナースの養成

③ 社会福祉法人による地域貢献活動モデルの実証

- ・ つがる市内社会福祉法人による地域貢献活動モデルの実証
- ・ 地域ナース活動
- ・ 実証結果報告書の作成

④ 社会福祉法人による地域貢献活動モデル普及促進

- ・ 視察受け入れ、講師派遣
- ・ 管内市町との意見交換会への参加、モデル活動内容の紹介
- ・ 実証結果報告会への参加、モデル活動実証結果の報告

(25) 権利擁護の推進

- ① 虐待疑義ケースへの支援、対応
- ② 成年後見制度の普及、啓発
- ③ 法人後見受任に向けた体制整備

(26) 青森しあわせネットワークへの加入

青森県内の社会福祉法人が連携し、支援が必要な人の早期把握と制度の狭間のニーズや生活課題の具体的な解決を図る。

- ① 総合相談（トータルサポート）
- ② 経済援助（ライフサポート）
- ③ 食料等の提供（フードサポート）
- ④ 就労体験、社会参加活動の提供（ワークサポート）
- ⑤ その他

3. 在宅福祉サービス事業の推進

(1) 介護予防・地域支え合い事業（受託事業）

高齢者が要介護状態にならないように、在宅の高齢者に対する生きがいや健康づくり、日常生活の援助等を行い、自立した生活を目指すとともに、健やかで活力ある地域づくりの推進を図る。

① 外出支援サービス事業

外出が困難な方や交通機関の利用が困難な方を、移送用車両等で、転院及び自宅と医療機関等との間を送迎する

② 配食サービス事業

高齢者が健康で自立した生活を送ることができるように、必要と認められた高齢者の自宅を訪問して、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、訪問時に安否確認を行う（木造地区・森田地区・稲垣地区・車力地区）

③ 家族介護支援事業（家族介護教室）

高齢者等を介護している家族に対して、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識や技術を習得するための教室を開催する

④ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

娯楽活動・世代間の交流活動、創作活動等により、高齢者の生きがいと社会参加を促進する

⑤ 高齢者短期入所事業

病気やけがなどにより、一時的に在宅生活が不可能となった場合に、老人ホームの空きベッドを利用して、介護の支援を行う

(2) 在宅介護支援センター事業（受託事業）

在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、各種保健、福祉サービスが総合

的に受けられるように関係機関やサービス事業者等との連絡調整を行う。

- ① 福祉・介護相談（電話による24時間対応）
- ② サービス提供事業者への利用手続きの代行
- ③ サービス提供事業者と利用者との連絡調整
- ④ 介護機器の展示・紹介

（在宅介護支援センター）

- ① つがる市木造在宅介護支援センター
- ② つがる市森田在宅介護支援センター
- ③ つがる市稲垣在宅介護支援センター
- ④ つがる市車力在宅介護支援センター

（3）緊急通報システム福祉安心電話サービス事業（受託事業）

一人暮らしの高齢者や高齢者世帯等の電話に緊急通報装置を接続し、病気等の緊急事態の際の通報連絡と、日常生活上の悩みや心配ごとの相談に対応するシステム。

- ①利用者への支援（安否確認、福祉サービスの実施、装置に関する相談等）
- ②福祉安心電話協力員との連携
- ③関係機関との連絡・調整

（4）老人ふれあいサロン事業（受託事業）

娯楽活動・世代間の交流活動、創作活動等により、高齢者の生きがいと社会参加を促進する。

（5）高齢者生活福祉センター受託運営事業（生活支援ハウス）

在宅において生活することに不安がある高齢者等に対して、住居を一定の期間提供し、自立した生活を送れるように支援する。

（6）移動支援事業（受託事業）

在宅において移動が困難な障がい者等に対して、生活支援のための移動を支援する。

（7）子育て世帯訪問支援事業（受託事業）

市役所子育て健康課と連携しながら、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭及び妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みの傾聴及び家事・育児等の支援をする。

（8）一人暮らし老人・障害者ネットワーク事業

福祉安心電話を取り付けている方同士の交流とリフレッシュを図ることを目的に小旅行を開催する。

(9) 除雪支援事業

一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯等に対して、関係機関等と連携を図りながら除雪の相談支援を行う。雪でつながる地域づくり事業とも連動していく。

(10) 災害支援事業

災害時において、関係機関等と連携を図りながら、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯等に対する支援を行う。

(11) 在宅福祉機器の貸出事業

車いす、杖、歩行器、介護用ベッド等の貸出

(12) 要援護者台帳の整備

統一した様式の要援護者台帳を整備し、定期的に情報を更新し、地域の見守り活動に活かしていく。

(13) 災害時における行動マニュアルの整備

停電、地震、台風、火災等の災害時における本会職員等の行動マニュアルを整備し、各介護保険事業所で策定したBCP計画と連動し、全職員へ周知、研修、訓練を実施していく。必要に応じ、見直しを加えながら、実態にあったマニュアルにしていく。

(14) 業務継続計画（BCP）に基づく研修、訓練

大規模災害や感染症流行拡大時においても、最低限のサービス提供が維持されなければならない施設、事業所の運営を行っていることから、策定した業務継続計画（BCP）を基に、研修や訓練を実施していく。

4. 介護保険制度・障害者自立支援制度の適正かつ円滑な事業展開の推進

(1) 介護保険事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の実施

サービス種別	事業所名	電話
居宅介護支援	ケアプランセンターきづくり	0173-42-4620
	ケアプランセンターもりた	0173-49-7005
	ケアプランセンターいながき	0173-46-2902
	ケアプランセンターしゃりき	0173-56-3000
訪問介護	ホームヘルプしゃきょう	0173-42-4066
通所介護	デイサービスセンターかつこうの館	0173-42-4660
	デイサービスセンターあーすとぴあ	0173-49-7037
	デイサービスセンターいながき	0173-46-2305
	デイサービスセンターしゃりき	0173-56-3051
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム安住の里	0173-46-3100
	特別養護老人ホームゆうあいの里	0173-69-5100
ショートステイ	ショートステイ安住の里	0173-46-3100
	ショートステイゆうあいの里	0173-69-5100
グループホーム	グループホーム安住の里	0173-46-3100
	グループホームゆうあいの里	0173-69-5100
介護予防支援	つがる市地域包括支援センター	0173-69-7117

(2) 障害者総合支援事業の実施

- ① 居宅介護、重度訪問介護事業
- ② 基準該当生活介護事業

(3) 一般乗用旅客自動車運送事業（患者等輸送限定）の実施

(4) サービスの自己評価の実施

(5) 危機管理や苦情処理の体制整備

(6) 地域包括支援センターの運営（受託事業）

高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、保健・医療・福祉の向上を包括的及び継続的に支援することを担う地域の中核機関。

(主な業務)

○包括的支援事業

①介護予防ケアマネジメント

基本チェックリスト対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的とし、その心身の状況等に応じて、訪問型・通所型サービス等適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行う

②一般介護予防事業

高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐことや要支援・要介護状態になってもそれ以上に悪化しないようにすることを目的に、各種介護予防事業を実施する

③総合相談支援業務

高齢者がその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行う

④権利擁護業務

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、尊厳ある生活を送ることができるよう、高齢者虐待や消費者被害の防止及び対応、判断能力を欠く常況にある人への支援等を行う

⑤包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践することができるように、地域の基盤を整えらるとともに個々の介護支援専門員へのサポートを行う

⑥認知症支援業務

認知症初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や、認知症地域支援推進員による相談対応等を行い、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる体制の構築を推進する

○指定介護予防支援業務

介護保険における予防給付の対象となるよう支援者が介護予防サービス等の適切な利用者を行うことができるよう、指定介護予防支援を行う

(7) 生活支援体制整備事業（受託事業）

地域の特性や資源を活かし、日常生活上の支援の充実と介護予防を図り、地域で高齢者を支える体制づくりの推進を図る。

○生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置、開催

- ・第1層（つがる市全域）に1名配置。年2回協議体を開催
- ・第2層（中学校区）に各1名配置。各地区の状況に応じて、協議体を設置し、開催。

① 交流の場の充実

- ・サロン活動の新規開設、既存のサロン活動へのサポート
- ・サロン活動の担い手の情報交換会の開催

② 生活支援の充実

- ・担い手の育成
- ・雪でつながる地域づくり事業
- ・移動支援の検討

③ 地域ニーズとサービスのマッチング

④ 関係者間で情報を共有（ネットワークの構築）

5. 各種施設等の管理運営（指定管理施設・受託施設）

指定管理・受託施設一覧表

区 分	施 設 名
老人福祉センター (受託・指定管理)	つがる市柏老人福祉センター（指定管理施設）
	つがる市稲垣老人福祉センター（受託施設）
	つがる市車力老人福祉センター（指定管理施設）
つがる市立 特別養護老人ホーム (指定管理施設)	稲垣特別養護老人ホーム安住の里 (構成施設) 特別養護老人ホーム安住の里 ショートステイ安住の里 グループホーム安住の里
	車力特別養護老人ホームゆうあいの里 (構成施設) 特別養護老人ホームゆうあいの里 ショートステイゆうあいの里 グループホームゆうあいの里
デイサービスセンター (指定管理施設)	つがる市稲垣デイサービスセンター
	つがる市稲垣デイサービスセンターふれあいの家 (廃止予定)
	つがる市車力デイサービスセンター
木造福祉センター (指定管理施設)	つがる市木造福祉センター「かっこうの館」 (構成施設) デイサービスセンターかっこうの館
保健福祉センター (受託施設)	つがる市森田保健福祉センター (構成施設) デイサービスセンターあーすとぴあ
在宅介護センター (指定管理施設)	つがる市稲垣在宅介護センター（廃止予定）
温泉施設の管理運営 (指定管理施設)	つがる市木造福祉交流センター
	つがる市柏ふるさと生きがいセンター
つがる市立 養護老人ホーム (指定管理施設)	つがる市立養護老人ホームぎんなん荘